

養護老人ホーム大日山荘
運 営 規 程

社会福祉法人寿敬会



(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人寿敬会が運営・設置する養護老人ホーム大日山荘（以下「施設」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の目的及び基本理念に基づき、環境上又は経済的理由により居宅での養護が困難な高齢者を入所させ、適切な養護を行うことを目的とする。
- あわせて、入所者が自立した日常生活を営み、社会参加に取り組むことができるよう、必要な指導、訓練その他の援助を提供する。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立にむけた指導、訓練その他の援助を行い、入所者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本方針とする。
- 2 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立った処遇の提供に努める。
 - 3 明るく家庭的な雰囲気を大切にし、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行う。また、社会福祉事業に関する熱意と能力を備えた職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人福祉に関する事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携を図る。

(職員の職種、員数)

- 第3条 職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

一	施設長	1人
二	医師	1人
三	看護職員	3人以上
四	事務員	2人
五	計画作成担当者	2人
六	主任生活相談員	1人
七	生活相談員	1人
八	主任支援員	1人
九	支援員	10人以上
十	栄養士	1人

- 2 前項各号に掲げる職員の職務内容は、次のとおりとする。
 - 一 施設長は、施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行う。
 - 二 医師は、入所者に対し、健康管理及び療養上の指導を行う。
 - 三 看護職員は、医師（嘱託医）及び協力病院と連携し、保健衛生等に関する業務を担当する。
 - 四 事務員は、会計事務、施設内整備、営繕、防災に関する庶務業務を行う。
 - 五 計画作成担当者は（介護予防）特定施設サービス計画の作成を行う。
 - 六 主任生活相談員は、次項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に係る調整、並びに他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行う。
 - 七 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに基づく支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入所者が居宅サービス等の利用をする際、処遇計画及び特定施設サービス計画の作成に資するため、居宅介護支援事業と密接に連携するとともに、居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者との連携を図ること。
 - (2) 処遇に関する入所者及びその家族からの要望や相談内容等の記録を行うこと。
 - (3) 事故の状況及び事故発生時に講じた措置についての記録を行うこと。
- 八 主任支援員は、処遇計画に基づき、支援員を指導しつつ、入所者の社会復帰の促進及び自立のために必要な指導、訓練その他の援助を総合的かつ一体的に行う。
 - 九 支援員は、処遇計画に基づき、それに沿った支援を行い、入所者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
 - 十 栄養士は、処遇計画に基づき、献立表の作成、栄養量の計算、給食記録その他食事に関する業務を担当するとともに、給食業務を受託する事業者と連携し、調理及び衛生管理に関する指導・助言を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人寿敬会 養護老人ホーム大日山荘
- 二 所在地 和歌山県和歌山市吉礼179番地

(入所定員及び居室数)

第5条 事業所の入所定員及び居室数は、次のとおりとする。

- 一 入所定員 60人
- 二 居室数 60室

(処遇の方針)

- 第6条 施設は、入所者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、心身の状況等に応じた社会復帰の促進及び自立のために必要な指導、訓練その他の援助を、妥当かつ適切に行う。
- 2 入所者の処遇は、処遇計画又は特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。
 - 3 施設の職員は、入所者の処遇に当たっては懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすい方法で説明する。
 - 4 施設は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
 - 5 施設は、前項に該当する身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、当該時点における入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(入所者の処遇に関する計画)

第7条 施設は、入所者のうち、介護保険による特定施設入居者生活介護を利用しない者については、処遇計画を作成する。

特定施設入居者生活介護を利用する者については、介護保険法に基づく特定施設サービス計画をもって処遇計画に代える。

- 2 処遇計画及び特定施設サービス計画の作成並びに見直しは、生活相談員又は計画作成担

当者が、入所者の心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて他の職員と協議して行う。

(生活相談等)

- 第8条 施設は、常に入所者の心身の状況及び、置かれている環境を的確に把握するよう努め、入所者又はその家族からの相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行う。
- 2 施設は、入所者に対し、処遇計画又は特定施設サービス計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導、訓練その他の援助を行う。
 - 3 施設は、要介護認定の申請その他、入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関等への手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難な場合には、当該入所者の意思を踏まえ、速やかに必要な支援を行う。
 - 4 施設は、常に入所者の家族と連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保する。
 - 5 施設は、入所者の外出の機会を確保する。
 - 6 施設は、入所者に対し、退所後の地域生活を念頭におきつつ、自立した生活に必要な援助を適切に行う。
 - 7 施設は、一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
 - 8 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を実施する。

(居宅サービス等の利用)

- 第9条 施設は、入所者が要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第百二十三号）第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう。）となった場合には、その心身の状況及び置かれている環境等に応じて、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を利用できるよう、必要な措置を講じる。

(日課)

- 第10条 施設は、日常生活に関する日課を別に定め、処遇計画又は特定施設サービス計画に基づき実施する。

(余暇活動)

- 第11条 施設長、生活相談員及び支援員は、入所者の処遇にあたっては、別に定める年間計画に基づき、読書、音楽その他の娯楽設備の充実に努めるとともに、外出や運動競技を適宜実施し、入所者が余暇を有効に活用できるよう努める。

(日用品等の給貸与)

- 第12条 入所者には、寝具その他日常生活に必要な物品を給与し、又は貸与する。

(食事)

- 第13条 施設は、栄養及び入所者の心身の状況並びに嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。
- 2 食事はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含むものとし、調理に当たっては入所者の嗜好を十分に考慮し、栄養価の損失を避け、消化吸収が良くなるよ

う努める。

3 栄養士は、前項の趣旨に基づいて献立を作成し、給食の品名及び数量を記録する。

(衛生管理)

第14条 施設は、入所者及び施設内の衛生管理のため、次の事項を実施する。

- (1) 衛生知識の普及及び指導を行う。
 - (2) 年2回以上、大掃除を実施する。
 - (3) 月1回以上、消毒を実施する。
 - (4) 週2回以上、入浴又は清拭を行う。
 - (5) 月1回程度、調髪を行う。
 - (6) その他、衛生管理上必要な事項を行う。
- 2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延することがないように、次の措置を講ずる。
- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止の対策を検討する委員会を、おおむね3か月に1回以上定期的に開催し、その結果を支援員その他の職員に周知する。
 - (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 支援員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修を年2回以上実施する。
 - (4) 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処手順に沿って対応する。

(健康管理)

第15条 施設長、医師及び看護職員は、常に入所者の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施し、その結果を記録する。

- 2 入所者が軽度の負傷又は疾病にかかったときは、施設内で治療を行う。
- 3 医師は毎週1回診察を行う。
- 4 緊急の場合は、前項の規定にかかわらず診察を受けることができる。

(入所者の処遇の状況に関する記録の整備)

第16条 施設は、次の各号に掲げる入所者の処遇の状況に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 入所者の処遇に関する計画
- (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 身体拘束等行った場合の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 入所者からの要望の内容等の記録
- (5) 入所者に対する処遇による事故の状況及び、事故に際して採った処置の記録。

(身体拘束)

第17条 施設は、サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の身体状況並びに緊急やむを得ない理由等について家族に十分説明し、経過を記録する。
- 3 施設は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、その結果を支援員その他の職員に周知する。
- 4 施設は、身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 5 施設は、支援員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(入所)

- 第18条 施設は、措置機関から施設入所措置が適当と決定され、委託の申し出のあった高齢者を入所させる。この場合、定員超過以外の理由で入所を拒まないものとする。
- ただし、常時の医療的ケア又は専門的な精神的ケアを必要とする等、施設の体制では適切な対応が困難であると認められる場合は、この限りでない。

(退所)

- 第19条 施設は、入所者が、次の各号に該当するときは、措置機関に連絡し、退所処置を講ずるとともに、関係者に連絡するものとする。
- (1) 入所者からの退所の申し出があったとき
 - (2) 施設の秩序を乱した者
 - (3) 運営規程に反する行為を行い、反省の見込みがない者
 - (4) 施設入所の基準に適合しなくなった者
 - (5) 伝染性疾患にかかった者
 - (6) 3ヶ月以上入院治療を要する者

(死亡措置)

- 第20条 施設は、入所者が死亡したときは、速やかに病名、死因、死亡日時等を措置機関、身元引受人又は後見人等に通知し、処置について協議する。
- 2 入所者に家族等がない場合又は家族等が対応できない場合は、措置機関に相談し、葬祭に関する依頼があったときは、必要な対応を行う。

(社会復帰の支援)

- 第21条 施設は、その心身の状況及びその置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、本人及び家族の希望並びに退所後の生活環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助に努める。
- 2 施設は、入所者の退所後も必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行い、適切な支援を行う。

(外出及び外泊)

- 第22条 入所者は、外出又は外泊を希望する際には、事前に行先、用件、帰院日時等を申し出て、施設長の許可を得る。

(面会)

- 第23条 入所者は、外来者と面会する際には、その旨を事務所に申し出て、面会する。

(火気の取扱)

第24条 入所者は、火災予防のため、施設内において火気を使用しないものとする。また、電化製品を使用する際は、安全に留意する。

(喫煙)

第25条 居室内を含み施設内外での喫煙は禁止する。

(飲酒)

第26条 居室内を含み施設内外での飲酒は禁止する。

(施設内禁止事項)

第27条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為
- (2) 施設の秩又は風紀を乱し、安全衛生を害する行為
- (3) 施設内で他の入所者に対する宗教活動又は政治活動を行う行為
- (4) その他、この規定で禁止されている行為

(損害賠償)

第28条 入所者は、故意又は過失により施設（設備及び備品）に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、または現状を回復する。

- 2 損害賠償の額は、入所者の収入及び事情を考慮して減免することができる。

(非常災害対策)

第29条 施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、職員に周知するとともに、当該計画に基づき、年2回以上の避難誘導訓練その他必要な訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第30条 施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスを継続して提供し、非常時の体制において早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該計画に基づき必要な措置を講ずるよう努める。

- 2 施設は、職員に対し業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第31条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じる。

- 2 施設は、虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果を職員に周知する。
- 3 施設は、虐待防止のための指針を整備する。
- 4 施設は、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 5 施設は、虐待防止措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 6 施設は、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発防止策を確実に講じるとともに、市町村へ報告する。

(人権擁護のための措置に関する事項)

第32条 施設は、利用者の人権を擁護するため、責任者及び人権擁護推進員を配置する。また、苦情解決等の体制を整備するとともに、職員に対する人権擁護に関する定期的な研修を実施し、その他必要な措置を講じる。

(職場におけるハラスメントの防止)

第33条 施設は、適切な社会福祉事業サービスの提供を確保するため、職場におけるハラスメントを防止する措置を講じる。この場合、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超え、職員の就業環境を害する行為を防止するため、方針の明確にし、必要な措置を実施する。

(協力医療機関等)

第34条 施設は、入院治療を必要とする入所者のため、あらかじめ協力医療機関を定めておくものとする。

(秘密保持等)

第35条 施設の職員は、正当な理由がなく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 退職者等が、正当な理由がなく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第36条 施設は、処遇に関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情等を記録する。
- 3 施設は、処遇に関し市町村から指導又は助言を受けた場合には、その指導又は助言に従い必要な改善を行う。市町村から求めがあった場合には、改善内容を報告する。
- 4 施設は、運営に当たり、措置に関する入所者からの苦情について、市町村等が実施する相談・援助事業に協力する。

(地域との連携)

第37条 施設は、運営に当たり地域住民又は地域の活動と連携・協力し、地域との交流を図る。

(その他)

第38条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人寿敬会と施設との協議に基づき定める。

附 則

この規程は、平成24年12月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 8年 2月 1日から施行する。